

こうけんになん ち て きしょうがい ひと せんきよ い
後見人をつけた知的障害のある人も、選挙に行きたい！

ひ こうけんになんせんせんきよけんはくだつ さだ こうしよくせんきよほう きていきくじよ
被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の規定削除を

げんざい こうしよくせんきよほう ち て きしょうがい ひと こうれいしゃ せいねんこうけんせいど
現在の公職選挙法では、知的障害のある人や高齢者が成年後見制度

りよう ひ こうけんになん せんきよけん うば
を利用して被後見人になると、選挙権が奪われます。

しかし、ざいさん かんり おも もくてき せいねんこうけんせいど りよう
しかし、財産の管理を主な目的とする「成年後見制度」を利用する

ことと、せんきよけん う む かんが なつとく りゆうは
ことと、「選挙権」の有無をつなげて考えることに納得できる理由は

ありません。けんり けんり せいねんこうけんせいど せんきよけん けんぼう
ありません。権利をまもるための成年後見制度が、選挙権という憲法

でほしょう きほんてきじんけん しんがい むじゅん ひ お
で保障された基本的人権を侵害するという矛盾も引き起こしています。

ち て きしょうがい ひと おお せいじん たつ こくみん あ まえ けんり
知的障害がある人の多くが、成人に達した国民の当たり前の権利と

してとうひよう こうけんになん せんきよけん うしな
して投票に行きます。しかし、後見人をつけると選挙権を失い、とつ

ぜんとうひよう こ せんきよけん こくみんひとり
ぜん投票はがきが来なくなってしまうのです。選挙権は、国民一人ひ

とりにびようどう あた けんり かんたん うば
とりに平等に与えられた権利で、簡単に奪ってはいけないものです。

ち て きしょうがい ひと ひと ひと一人 こくみん とうひよう い
知的障害のある人たちが等しく一人の国民として投票に行けるよう、

せいねんひこうけんになん せんきよけん はくだつ こうしよくせんきよほう きてい さくじよ
成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法の規定を削除することを

ようぼう
要望します。

ねん がつ にち
2011年8月1日

しゃかいふくしほうじんぜん にほんて いくせいかい
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

	し めい 氏 名 (なまえ)	じゅう しょ 住 所 (すんでいるところ)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

とりあつかいだんたい
(取 扱 団 体 : 全 国 児 童 発 達 支 援 協 議 会)
●本件に関するお問い合わせ先●

しゃかいふくしほうじんぜん にほんて いくせいかい
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
〒105-0011 とうきょうとみなとくしばこうえん こうわしばこうえん かい
東京港区芝公園1-1-11 興和芝公園ビル 2 階
でんわ
電話03-3431-0668 ファクス 03-3578-6935 kenri@ikuseikai-japan.jp